

**付帯メニュー定義書**  
**【ガス・電気とのセット割】**

**武蔵野瓦斯株式会社**

**平成 30 年 4 月 1 日**

## 目次

1	実施期日 .....	3
2	定義.....	3
3	適用条件 .....	3
4	割引内容 .....	3
5	日割計算時の取扱い .....	3
6	適用期間 .....	4
7	適用廃止 .....	4
8	ガス・電気とのセット割の定義書の変更および廃止 .....	4

付帯メニュー定義書【ガス・電気とのセット割】（以下「ガス・電気とのセット割の定義書」といいます。）は、当社の都市ガス、簡易ガスまたはプロパンガスのガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

## 1 実施期日

ガス・電気とのセット割の定義書は、平成 30 年 4 月 1 日より適用します。

## 2 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、ガス・電気とのセット割の定義書においても同様の意味で使用します。

## 3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、ガス・電気とのセット割を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であり、かつ、当社の都市ガスおよび簡易ガス需給に関する約款にもとづくガスの契約またはプロパンガス供給契約（以下「ガスの契約」といいます。）の契約者であること。
- ② お客さまの電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、都市ガスの契約における需要場所は、当社のガス小売供給約款（一般用）3.（26）によるものとします。

## 4 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金から毎月 270 円（消費税等相当額を含みます。）を割引します。ただし、割引金額の上限は割引後の電気料金が負とならない範囲とします。

## 5 日割計算時の取扱い

電気需給約款 18（日割計算）（1）①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引額の 1 か月分を適用するものとします。

## 6 適用期間

- (1) ガス・電気とのセット割の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気とのセット割が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。
- (2) ガス・電気とのセット割の適用期間は、(1)に定める適用開始日からガス・電気とのセット割が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

## 7 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、ガス・電気とのセット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合

電気需給約款 32（お客さまからの電気需給契約の解約等）または 32（当社からの電気需給契約の解約）による解約日

- (2) (1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日

なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

## 8 ガス・電気とのセット割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ガス・電気とのセット割の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、ガス・電気とのセット割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) ガス・電気とのセット割の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。